危険物積荷目録

（国際海事機関 FAL 様式 7）

（1974 年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第 7 章第 4 規則 2 及び第 7 規則 2.2、1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書によって修正された同条約附属書Ⅲ第 4 規則(2)並びに国際海上危険物規程第 5.4 章 5.4.3.1 の規定により要求される。）

ページ番号

1.1　船舶の名称	1.2　国際海事機関船舶識別番号	1.3　呼出符号

1.4　航海番号	2　船舶の旗国	3　船積港	4　積卸港

5　積付位置	6　参照番号	7　記号及び番号　貨物コンテナー識別番号　車両登録番号	8　国際連合番号	9　正規の品名（技術仕様を含む。）	10　等級（副次的な危険を含む。）	11　容器等級	12　追加の情報（海洋汚染物質又は引火点等）	13　こん包の数及び種類	14　質量（キログラム）又は容積（リットル）	15　EmS

16　船舶会社代理人
16.2　場所及び日付
代理人の署名

○文部科学省告示第百八十二号

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十五年文部科学省告示第百三十六号（技術士法施行規則第五条第六項及び第十一条第二項の規定に基づく第一次試験の専門科目の範囲及び第二次試験の選択科目の内容）の一部を次のように改める。

平成二十九年十二月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

第三号の表を次のように改める。

技術部門	選択科目	選択科目の内容
一　機械部門	機械設計	設計工学、機械総合、機械要素、設計情報管理、CAD（コンピュータ支援設計）・CAE（コンピュータ援用工学）、PLM（製品ライフサイクル管理）その他の機械設計に関する事項
	材料強度・信頼性	材料力学、破壊力学、構造解析・設計、機械材料、表面工学・トライボロジー、安全性・信頼性工学その他の材料強度・信頼性に関する事項
	機構ダイナミクス・制御	機械力学、制御工学、メカトロニクス、ロボット工学、交通・物流機械、建設機械、情報・精密機器、計測機器その他の機構ダイナミクス・制御に関する事項
	熱・動力エネルギー機器	熱工学（熱力学、伝熱工学、燃焼工学）、熱交換器、空調機器、冷凍機器、内燃機関、ボイラ、太陽光発電、燃料電池その他の熱・動力エネルギー機器に関する事項
	流体機器	流体工学、流体機械（ポンプ、ブロワー、圧縮機等）、風力発電、水車、油空圧機器その他の流体機器に関する事項
	加工・生産システム・産業機械	加工技術、生産システム、生産設備・産業用ロボット、産業機械、工場計画その他の加工・生産システム・産業機械に関する事項
二　船舶・海洋部門	船舶・海洋	船舶の機能、設計、構造、性能及び建造に関する事項 浮体式海洋構造物及び海洋機器に関する事項
三　航空・宇宙部門	航空宇宙システム	航空機、宇宙機（ロケット、人工衛星、宇宙ステーション等。以下同じ。）の空気力学、構造力学、制御工学、推進工学並びにこれらに関連する試験及び計測技術に関する事項（装備に関する事項を含む。） 航空機、宇宙機の信頼性、安全性に関する事項 航空機、宇宙機に関する航行援助施設（空港、管制、射場、追跡施設等）に関する事項
四　電気電子部門	電力・エネルギーシステム	発電設備、送電設備、配電設備、変電設備その他の発送配変電に関する事項 電気エネルギーの発生、輸送、消費に係るシステム計画、設備計画、施工計画、施工設備及び運営関連の設備・技術に関する事項
	電気応用	電気機器、アクチュエーター、パワーエレクトロニクス、電動力応用、電気鉄道、光源・照明及び静電気応用に関する事項 電気材料及び電気応用に係る材料に関する事項